特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	健康管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、健康管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、
特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生
させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	健康管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理事務
②事務の概要	【概要】 ・母子保健事業（新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊娠・低体重児の届出、母子健康手帳の交付） →妊娠の届出のあった者に対し、母子健康手帳を交付し、出生通知があった全新生児を対象に、保健師等が訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児についての相談を行っている。 ・慢性疾患児童医療給付（支給認定／変更／取消／内容変更／受給者証の再交付） →東京都に住所を有する、18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。（都制度）区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。【小児慢性疾患医療費助成制度】 ・児童福祉事業 →中央区に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、申請を受理し、給付を行う。【養育医療費助成制度】 ・養育医療に要する費用の徴収 ・難病医療費等助成事務（事務処理特例） →東京都において、国及び東京都の指定する難病等の方に対して医療費を助成する。（都制度）区としては、東京都の助成基準に従い申請を受理する。【難病医療費等助成制度】 ・難病患者福祉手当事務（独自利用） →受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（決定）に関する事務を行う。 ・自立支援医療（育成医療）助成事務（申請受付、受給者証発行） →中央区に住所を有する18歳未満の児童で、身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものに対して、申請を受理し、給付を行う。【育成医療費助成制度】 ・結核児童療育給付 →中央区に住所を有する18歳未満の児童で結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。 ・感染症予防（入院勧告／措置／費用負担／支給） →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図る。 ・予防接種（実施／給付／実費の徴収） →予防接種法に基づく定期予防接種、法に基づかない任意予防接種を実施している。 ・東京都大気汚染医療費助成事業（独自利用） →東京都条例に基づき、大気汚染障害者認定審査会を開催し、大気汚染障害者の新規認定及び認定更新事務を行う。
③システムの名称	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能、高齢障がいシステム、東京都大気汚染医療費制度医療券発行システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム・申請管理システム）、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
（1）健康管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番8、14、70、105、117、131

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会・提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　項番11・15・20・37・42・70・75・80・96・125・144・155・161 【独自利用事務】番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-0044 東京都中央区明石町12番1号 中央区役所 福祉保健部健康推進課　03-3541-5942

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者本人から個人番号の提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。また、申請者がマイナンバーカードを所持していない等の理由により個人番号を得られない場合にのみ行う住基ネット照会は必要最低限な情報を得ることとする情報照会を原則としている。一連の業務においては、複数人での内容確認を実施しており、また、手順をマニュアル化して情報共有している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	二要素認証等による適切なアクセス制御、アクセスログの収集等の安全管理措置が取られており、また、アクセスログは定期的に分析されており、不正なアクセスがないことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 ・結核児童療養給付（事務処理特例） →東京都に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核その他の結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。（都制度）区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。 ・慢性疾患児童医療給付（支給認定／変更／取消／内容変更／受給者証の再交付） →東京都に住所を有する、18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。（都制度）区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。【小児慢性疾患医療費助成制度】 ・予防接種（実施／給付／実費の徴収） →予防接種法に基づく定期予防接種、法に基づかない任意予防接種を実施している。	【概要】 ・結核児童療養給付（事務処理特例） →東京都に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核その他の結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。（都制度）区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。 ・慢性疾患児童医療給付（支給認定／変更／取消／内容変更／受給者証の再交付） →東京都に住所を有する、18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。（都制度）区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。【小児慢性疾患医療費助成制度】 ・予防接種（実施／給付／実費の徴収） →予防接種法に基づく定期予防接種、法に基づかない任意予防接種を実施している。	事前	
平成28年11月30日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 （上欄の続き）	・児童福祉事業 →中央区に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、申請を受理し、給付を行う。【養育医療費助成制度】 ・感染症予防（入院勧告／措置／費用負担／支給） →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図る。／「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者に対し適正な医療と治療費の負担軽減を図るため医療費を助成する。（都制度）【結核医療費助成制度】 ・母子保健事業（新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊娠・低体重児の届出、母子健康手帳の交付） →妊娠の届出のあった者に対し、母子健康手帳を交付し、出生通知があった全新生児を対象に、保健師等が訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児についての相談を行っている。	・児童福祉事業 →中央区に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、申請を受理し、給付を行う。【養育医療費助成制度】 ・感染症予防（入院勧告／措置／費用負担／支給） →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図る。／「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者に対し適正な医療と治療費の負担軽減を図るため医療費を助成する。（都制度）【結核医療費助成制度】 ・母子保健事業（新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊娠・低体重児の届出、母子健康手帳の交付） →妊娠の届出のあった者に対し、母子健康手帳を交付し、出生通知があった全新生児を対象に、保健師等が訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児についての相談を行っている。	事前	
平成28年11月30日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 （上欄の続き）	・難病医療費等助成事務（事務処理特例） →東京都において、国及び東京都の指定する難病等の方に対して医療費を助成する。（都制度）区としては、東京都の助成基準に従い申請を受理する。【難病医療費等助成制度】 ・自立支援医療（育成医療）助成事務（申請受付、受給者証発行） →中央区に住所を有する18歳未満の児童で、身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものに対して、申請を受理し、給付を行う。【育成医療費助成制度】	・難病医療費等助成事務（事務処理特例） →東京都において、国及び東京都の指定する難病等の方に対して医療費を助成する。（都制度）区としては、東京都の助成基準に従い申請を受理する。【難病医療費等助成制度】 難病患者福祉手当事務（独自利用） →受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答（決定）に関する事務を行う。 ・自立支援医療（育成医療）助成事務（申請受付、受給者証発行） →中央区に住所を有する18歳未満の児童で、身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものに対して、申請を受理し、給付を行う。【育成医療費助成制度】	事前	
平成28年11月30日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一　項番7、10　、49、70　、76　、84　、98 番号法別表第一主務省令　7条　10条　40条　52条　54条　60条	番号法第9条第1項　別表第一　項番7、10　、49、70　、76　、84　、98 【独自利用事務】 条例第5条第1項別表第1　項番三の二 番号法別表第一主務省令　7条　10条　40条　52条　54条　60条	事前	
平成28年11月30日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番9、16、17、18、19、56の2、70、97、108、109、110、120 【提供】 項番16、26、87、116、56の2、18、70、97	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番9、16、17、18、19、56の2、70、97、108、109、110、119、120 【提供】 項番16、26、87、116、56の2、18、70、97	事前	
平成28年11月30日	Ⅰ　関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長　杉下　由行	健康推進課長　佐瀬　一葉	事前	
平成28年11月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年9月11日時点	平成28年4月1日時点	事前	
平成28年11月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年9月11日時点	平成28年4月1日時点	事前	
平成29年4月1日	Ⅱ－1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	2016/4/1	2017/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	Ⅰ-5-②	健康推進課　佐瀬一葉	健康推進課長	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-1	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-2	2017/4/1	2018/6/1	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ-1-②		養育医療に要する費用の徴収	事前	
令和2年4月1日	Ⅰ-4-②	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番9、16、17、18、19、56の2、70、97、108、109、110、119、120 【提供】 項番16、26、87、116、56の2、18、70、97	番号法第9条第7号　別表第二 【照会】 項番16-2、17 、18 、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ-1	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年6月4日	Ⅰ-1-②	・結核児童療養給付（事務処理特例）	・結核児童療育給付（事務処理特例）	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ-1	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ-2	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月4日	Ⅰ-4-②	番号法第9条第7号　別表第二 【照会】 項番16-2、17 、18 、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	番号法第9条第8号　別表第二 【照会】 項番16-2、17 、18 、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	事前	
令和4年4月1日	Ⅰ-3	番号法第9条第1項　別表第一　項番7、10 、49 、70 、76 、84 、98 【独自利用事務】 条例第5条第1項別表第1　項番三の二 番号法別表第一主務省令　7条　10条　40条　52条　54条　60条	番号法第9条第1項　別表第一　項番7、10 、49 、70 、76 、84 、98 【独自利用事務】 条例第4条第1項別表第1　項番三の二 番号法別表第一主務省令　7条　10条　40条　52条　54条　60条	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ-4-②	番号法第9条第8号　別表第二 【照会】 項番16-2、17 、18 、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番16-2、17 、18 、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-1	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年2月28日	Ⅰ-1-③	健康管理システム	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月28日	Ⅱ-1	2022/4/1	2023/1/5	事後	
令和5年2月28日	Ⅱ-2	2022/4/1	2023/1/5	事後	
令和5年10月14日	Ⅱ-2	2023/1/5	2023/4/14	事後	
令和5年10月14日	Ⅱ-2	2023/1/5	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	Ⅰ-1-③	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能、高齢障がいシステム		
令和6年9月18日	Ⅱ-1	2023/4/14	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ-2	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	Ⅰ-1-②	・結核児童療育給付（事務処理特例） →東京都に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核その他の結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。（都制度）区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。 ・感染症予防（入院勧告／措置／費用負担／支給） →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図る。／「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者に対し適正な医療と治療費の負担軽減を図るため医療費を助成する。（都制度）【結核医療費助成制度】	・結核児童療育給付 →中央区に住所を有する18歳未満の児童で結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期 の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。 ・感染症予防（入院勧告／措置／費用負担／支給） →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染 症発生時の対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を 図る。	事後	
令和6年9月18日	Ⅰ－3	番号法第9条第1項 別表第一 項番7、10 、49 、70 、76 、84 、98 【独自利用事務】 条例第4条第1項別表第1 項番三の二 番号法別表第一主務省令 7条 10条 40条 52条 54条 60条	番号法第9条第1項 別表 項番8、14、70、105、117、131	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	Ⅰ－4－②	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番16-2、17 、18 、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	【照会・提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　項番11・15・20・37・42・70・75・80・96・125・144・155・161 【独自利用事務】番号法第19条第9号	事後	
令和6年12月27日	Ⅳ-8（人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）		十分である	事後	
令和6年12月27日	Ⅳ-8（判断の根拠）		申請者本人から個人番号の提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。また、申請者がマイナンバーカードを所持していない等の理由により個人番号を得られない場合にのみ行う住基ネット照会は必要最低限な情報を得ることとする情報照会を原則としている。一連の業務においては、複数人での内容確認を実施しており、また、手順をマニュアル化して情報共有している。	事後	
令和6年12月27日	Ⅳ-11（最も優先度が高いと考えられる対策）		2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	
令和6年12月27日	Ⅳ-11（当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠）		二要素認証等による適切なアクセス制御、アクセスログの収集等の安全管理措置が取られており、また、アクセスログは定期的に分析されており、不正なアクセスがないことを確認している。	事後	
令和8年3月2日	Ⅰ関連情報　8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係	〒104-0044 東京都中央区明石町12番1号 中央区役所 福祉保健部健康推進課　03-3541-5942	事後	
令和8年10月16日	Ⅰ－1－②		・東京都大気汚染医療費助成事業（独自利用） →東京都条例に基づき、大気汚染障害者認定審査会を開催し、大気汚染障害者の新規認定及び認定更新事務を行う。	事前	
令和8年10月16日	Ⅰ－1－③		東京都大気汚染医療費制度医療券発行システム	事前	
令和8年10月16日	Ⅰ－1－③		番号連携サーバ（団体内統合宛名システム・申請管理システム）、中間サーバ	事後	記載漏れ
令和8年10月16日	Ⅱ－1	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年10月16日	Ⅱ－2	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	